

平成21年度神奈川県特別職報酬等審議会委員懇談会の概要

平成21年6月11日(木)
14時00分～16時40分
新庁舎5階「新庁第5会議室」

1 出席者

(委員) 会長 柴田 悟一(横浜商科大学教授)
委員 石井 清(神奈川県農業協同組合連合会中央会会長)
委員 稲村 隆二(神奈川新聞社代表取締役社長)
委員 上條 茉莉子(コペルネット代表取締役)
委員 杉浦 尚子(県政モニターOB会副会長)
委員 野村 芳広(日本労働組合総連合会神奈川県連合会会長)

(当局側) 羽田副知事、古谷総務部長、松森人事課長

2 議事内容

- (1) 副知事あいさつ
- (2) 神奈川県行政委員の報酬について

3 意見交換の概要

- (1) 神奈川県行政委員の報酬について

事務局から行政委員の報酬について、日額の行政委員を設置している都道府県について、国の行政委員等の給与について、また、各行政委員会事務局から各行政委員会の活動及び状況等について説明し、委員から意見を伺った。

委員からの意見の概要

(行政委員の報酬についての委員懇談会は、今後2、3回開催する予定であり、今回は第2回目、各行政委員会事務局から各行政委員会の活動状況等についての説明を中心に行うこととした。)

(見直しについての考え方について)

- ・ 勤務日数は委員会ごとにきちんと出せるものではないから、日額に見直すすると軽重、繁閑などをきちっと反映して、勤務日数の増減を反映させるなどの具体的な方法を考えるしかないと思う。
- ・ 大きな意見は日額にすべきではなかろうかというような意見だったが、現状において、地方自治法第203条のただし書き(条例で特別な定めをした場合は、その限りではない)の部分が強調されていることをどう説明するか、それを踏

まえ、具体的にどうしていくかが今後の課題である。

- ・ 月額にするか、日額にするかという選択の時に、事前準備に係る業務というものは説得力がない。日額支給としている審議会等において、事前に資料が送られてきて、その資料を読むことなどにすごく時間を費やしていても、あるいは、欠席した時に、事前に意見を求められて事前聴取を行っていても、支給額には反映されない審議会もあると聞いている。
- ・ 減額ありきではないので、地方自治法の主旨を含めて、県民の理解が得られるよう正確かつ合理的に見直す。
- ・ 報酬を費用弁償的に考えることは大変だと思う。現実的にその日一日仕事ができないということについては、公職であって、公務に対する奉仕などそういう精神で行政委員となっていると思い、名誉とか信用信頼とか目に見えない対価がある訳であり、そこは割り切ってもらえないと思う。
また、勤務形態が明らかに県の一般職員の常勤と違う訳で、法の主旨もそこなのだろうと思うので、日額がベースにならざるを得ないと思うし、社長だと一日いくらになるとかなど言い出したらきりが無いと思う。

(見直しについての具体的手法について)

- ・ 活動の内容、責務により、A B Cランクに区分する。勤務日数において準備に要する日数をみなし日数とカウントする。
- ・ それぞれ委員会の役割の重さ、あるいは繁閑みたいなものが年とともに推移することが予想されるため、3年ないし5年でランク付けの見直しルールのようなものを設けるといふようなことが必要なのではないか。
- ・ 現状業務をきっちりやっていて、苦情対応もあり、実務を行っているグループと、事前準備を行っているにしてもただ会議に出席するというグループの2通りに分かれると思うし、その2通りを区別してもよいと思う。また、委員長の責務はプラスアルファして上積にするなども必要だと思う。
- ・ 感覚的に日額というところすごくランクが低いように皆さん思っている。今回の行政委員事務局の説明から、月額でないといひどくプライドを傷つけられるという感覚を受けた。
- ・ 日額の水準については、現在の月額とのバランスをどう考えるかが問題だと思う。

(2) その他

今回の特別職報酬等審議会委員懇談会については、自由な意見交換の場であることから、事務局で懇談会結果の概要版を作成し、委員に確認の上、本県のホームページに公開することとした。